

テレワークアドバイザー派遣

無料

まだテレワーク未導入の企業も

もうテレワーク導入済みの企業も

労務管理

運用コスト

業務効率の
低下

リモートでの
マネジメント

就業規則

情報
セキュリティ

できる業務が
限定的

コミュニケーションの
希薄化

テレワークアドバイザー派遣で
疑問や悩みを解決!!



2022年4月28日(木)より申請受付開始

先着30社

未導入の企業向け

まずは何から始めたらよいか分からない…

はじめてのテレワーク導入
サポートコース

※最大3回のコンサルティング(訪問またはオンライン形式)

導入済の企業向け

実施はしているが、拡充に向けた課題が明確…

これからもテレワーク定着・
活用、DX化促進コース

※最大5回のコンサルティング(訪問またはオンライン形式)

お申し込み方法、応募資格等詳細は裏面をご覧ください →

はじめてのテレワーク導入サポートコース

対象となる企業や団体

在宅勤務型テレワークが未導入または導入したがうまくいかなかった県内の中小企業者

ゴール

在宅勤務型テレワークのトライアルを1か月以上実施すること

目的

テレワークの対象となる従業員や部署単位のテレワーク導入に向けて、基本的なICT環境やツールの選定、テレワーク勤務規定の策定、従業員向けセキュリティルールの設定をし、1か月間以上のトライアルを実施します。

支援内容詳細

テレワークの導入にあたって必要な以下の①～⑤の項目を中心に、スムーズな運用に向けた支援を行います。

■ ICT環境の整備

支援対象企業の運用ニーズに合う、トライアル体験が可能なツールの選定から運用までのサポートを行います。

対象となる項目

- ① 情報セキュリティ対策(セキュリティソフト等の活用)
- ② 情報へのアクセス(社外からの安全なアクセス方法の確立等)
- ③ 従業員間のコミュニケーション(チャットやWeb会議システムの導入等)

■ 社内規定の整備

試行体験に向けた社内規定の策定支援を行います。

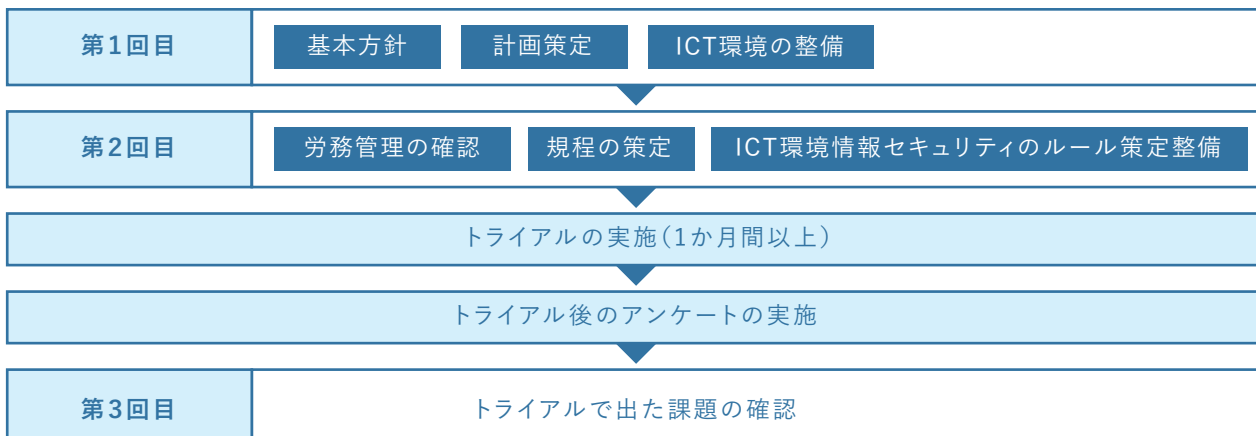
対象となる項目

- ④ 労務管理やテレワーク勤務規程
- ⑤ 情報セキュリティルールの策定



支援の流れ

派遣回数:最大3回まで



これからもテレワーク定着・活用、DX化促進コース

対象となる企業や団体

テレワークが導入済でさらに定着・活用を希望する県内の中小企業者

ゴール

在宅勤務型テレワーク対象者や頻度の拡大、業務効率化の向上

目的

在宅勤務型のテレワークの利用率の向上と変化に対応できる業務体制の構築を目指し、さらにDX化を促進することを目的としています。

支援内容詳細

以下の①～⑧のうち、特に拡充を進める上で課題となっている項目を4回分まで選択可能です。アドバイザー派遣を受けて再整備を行った、テレワーク環境やルールの検証をご希望される場合は、1か月間以上のテレワーク試行期間を設け、試行に関するアンケートに回答いただき、改善ポイントを提案します。

■ ICT環境の再整備

運用ニーズに合う、トライアル体験が可能なツールの選定から運用までのサポートを行います。

対象となる項目(各2回)

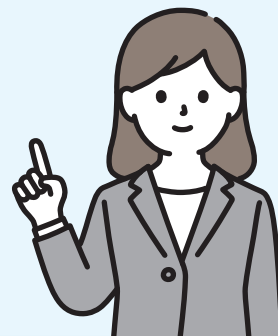
- ① コミュニケーション強化コース(固定電話のクラウド化等)
- ② オンラインセミナーコース(オンラインセミナーの運用)
- ③ ハンコレス化促進コース(ペーパーレス化や稟議申請のクラウド化等)
- ④ バックオフィス強化コースA(見積書や請求書の発行のクラウド化等)
- ⑤ バックオフィス強化コースB(経費精算や給与計算のクラウド化等)

■ 社内制度の再整備

拡充に向けた社内制度の策定支援を行います。

対象となる項目(各1回)

- ⑥ 労務管理やテレワーク勤務規程
- ⑦ 人材管理・育成、マネジメント研修
- ⑧ 情報セキュリティルールの見直し



支援の流れ

派遣回数:最大5回まで

第1回目	【共通】現状の把握・方針の決定
第2回目	【選択制】
第3回目	
第4回目	
第5回目	

例)

第1回目	【共通】現状の把握・方針の決定
第2回目	1. コミュニケーション強化コース (固定電話のクラウド化等)
第3回目	
第4回目	7. 人材管理・育成、マネジメント研修
第5回目	8. 情報セキュリティルールの見直し

応募資格

右記の項目を
全て満たしているか
をご確認ください。

- 県内に事業所を有する中小企業者（詳細は募集要項をご確認ください）
- 県税の未納付がないこと
- 誓約事項に全て誓約できること

（はじめてのテレワーク導入サポートコースのみ）

- 令和3年度の神奈川県テレワーク導入促進事業アドバイザー派遣を受けていないこと

誓約事項

1) 本募集要項で規定する応募資格にすべて該当します。

2) 申請内容について

申請フォームに記載する情報に偽りはありません。

3) 制度の利用にあたって

- 本アドバイザー派遣にて支援対象となるテレワークの形態は在宅勤務型となることを理解し、申請します。
（サテライトオフィス勤務やモバイルワークは、在宅勤務型テレワーク実施を補足する形で支援いたします）
- アドバイザー派遣終了時に制度に関するアンケートに回答することに同意します。
- アドバイザー派遣の終了後も在宅勤務型のテレワークを継続して実施します。

【はじめてのテレワーク導入サポートコース】

- 1回～最大3回のアドバイザー派遣を受けること、また、アドバイザー派遣を受けて整備を行ったテレワーク環境とルールの検証のため、1か月以上のテレワークトライアル期間を設け、トライアル後はアンケートに回答することに同意します。

【これからもテレワーク定着・活用、DX化促進コース】

- 1回～最大5回のアドバイザー派遣を受けることに同意します。
- （アドバイザー派遣を受けて再整備を行った、テレワーク環境やルールの検証をご希望される場合のみ）
1か月以上のテレワークトライアル期間を設け、トライアル後はアンケートに回答することに同意します。

4) 支援事例集について

県内中小企業へテレワーク導入・活用の好事例の周知を行うため、本事業ではアドバイザー派遣による支援事例集を作成します。事例集には支援対象企業の社名や基本的な企業情報を含みます。なお、事例集は本事業完了時に県のホームページへの掲載や関係施設等への配布を予定しております。

支援事例集への掲載に同意します。

5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づく次の①～④のいずれにも該当しません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ③ 法人にあっては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- ④ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

応募プロセス

アドバイザー派遣を希望する企業や団体は、上記の応募資格と誓約事項、また、以下のWEBサイトより募集要項をご確認の上、申請を行ってください。

WEB <https://www.imacrea.co.jp/R4kanagawaken/>

ステップ1 仮申請

右記のURLまたは二次元コードより仮申請を行ってください。

仮申請

<https://forms.gle/Kx7RZjUNWJbZiEdn7>



ステップ2 事務局よりご連絡

事務局より申請内容の確認のお電話をさせていただきます。その際、本申請についても再度ご案内いたします。

ステップ3 本申請

右記のメールアドレス宛に必要な書類をメール送信してください。

✉ r4kanagawa-adv@imacrea.co.jp

■ 神奈川県への納税を証明する書類 ■

【法人の場合】

- ・次の(1)(2)両方を提出
- (1) 法人県民税及び法人事業税の納税証明書
- (2) 法人番号等を証明する書類

【個人事業主の場合】

- ・個人事業税の納税証明書

ステップ4 結果通知

電子メールにて通知いたします。
※応募資格を満たしていても定員によって申請をお受けできない場合がございます。(先着30社)

派遣の開始

事務局より日程調整のご連絡をいたします。

お問い合わせ先

令和4年度 神奈川県 テレワーク導入促進事業事務局

03-6625-5303

平日 8:30-12:00 / 13:00-17:15 ※祝日、年末年始を除く

※本事業は神奈川県より株式会社イマクリエが委託を受けて運営しております。

E-mail : r4kanagawa-adv@imacrea.co.jp